

2025「新社会人激励のつどい」開催



2025年4月9日（水）、松本市民芸術館（小ホール）にて「新社会人激励のつどい2025」が開催され、市内24事業所から148名の新社会人が参加しました。

この式典は、松本市や関係団体の主催により昭和37年から続く伝統行事で、新たな門出を迎えた若者たちを地域全体で歓迎・応援する場となっています。

松本市長は、新社会人の門出を祝うとともに、地域の未来を担う存在としての期待を述べ、挑戦を続ける姿勢の大切さを強調しました。

その後、タレントの小林知美さんによる講演会、音楽グループ「音喜楽ボーイズ」のミュージックライブが行われ、参加者たちは励ましのメッセージとともに、新たなスタートへの活力を受け取りました。

第96回松本地区メーデー開催



公園通りをデモ行進する参加者（労連系）



あがたの森公園の式典参加者（連合系）

5月1日（木）、労働者の祭典「メーデー」が中信地域でも開催され、松本市内では労働団体による集会やデモ行進が行われました。物価上昇を上回る賃上げや雇用格差の是正、戦後80年の節目にあたる今年は恒久平和の実現なども訴えられました。

連合長野松本広域協議会は、あがたの森公園で約500人が参加する式典を実施。丸山正秀議長は「中小企業では十分な賃上げが難しい現状がある。安心して働ける環境の実現を求めたい」と述べました。

松本地区労働組合連合会は中央西公園で集会を開き、約190人が参加。鈴木秀明議長は、法定労働時間が守られていない実態に触れ、「働く者が団結し、自由な時間を勝ち取ろう」と呼びかけました。

新規学卒者対象求人提出のお願い

令和7年度新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等については、次のとおりとされていますので、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に行う観点から遵守してください。新規高等学校卒業者に関する取扱いは、以下のとおりです。

(1) 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- ・新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が9月5日以降となるようにする。
- ・新規高等学校卒業者の選考開始期日については9月16日以降とする。
- ・採用内定の開始については、選考開始と同日以降とする。

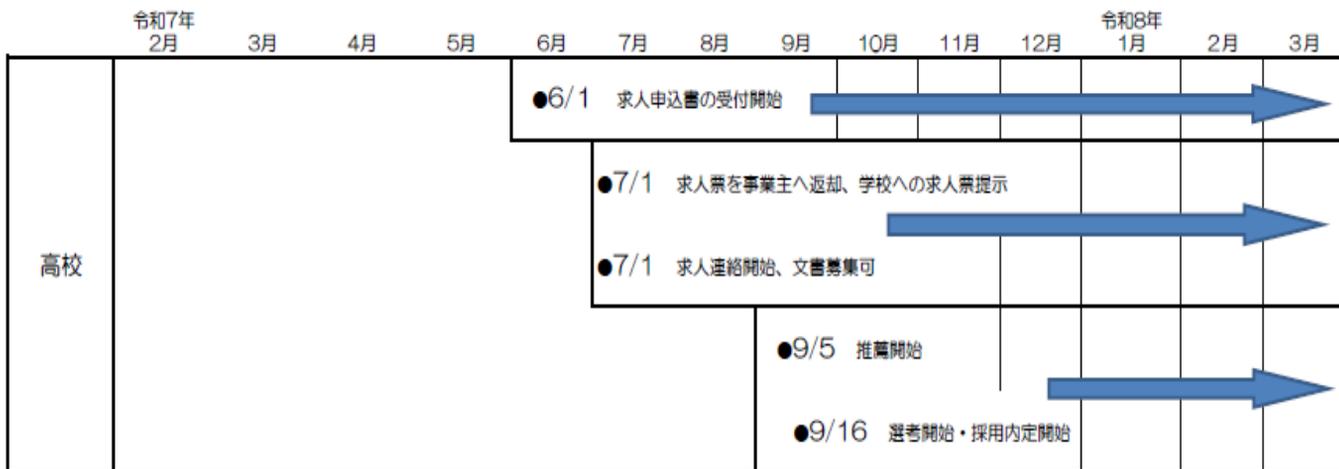
(2) 求人申込みの手続き等

- ・新規高等学校卒業者に係る求人申込みのハローワークにおける受理は、6月1日から開始し、ハローワークが確認した求人票の返戻は、7月1日から開始する。

また、求人票の学校への提示についても、7月1日以降に行うものとする。

なお、新規学卒者対象求人の申込みに当たっては、オンラインで申込みが可能な『求人者マイページ』のご利用が大変便利です。詳細につきましては、松本新卒応援ハローワーク（0263-31-8600）までお問い合わせください。

新規高等学校卒業者の求人スケジュール



【お問い合わせ先】

■ 長野新卒応援ハローワーク（長野市）

所在地：
長野市新田町1485-1 もんぜんぷら座 4階
電話番号：
026-228-0989
開庁時間：
9:00～17:30（月～金）
※土日・祝日・年末年始を除く

■ 松本新卒応援ハローワーク（松本市）

所在地：
松本市深志1-4-25 松本フコク生命駅前ビル 1階
電話番号：
0263-31-8600
開庁時間：
8:30～17:15（月～金）
※土日・祝日・年末年始を除く

ハローワーク松本からのお知らせ

6月は「外国人雇用啓発月間」です



外国人雇用啓発月間とは？

6月は、厚生労働省が定める「外国人雇用啓発月間」です。日本で働く外国人の方々が、在留資格の範囲内でその能力を発揮し、安心して働ける環境づくりが求められています。この機会に、外国人雇用に関する法令や支援制度の再確認をおすすめします。

事業主の皆さまへ ～適正な外国人雇用のために～

外国人労働者を雇用する際は、以下の点にご留意ください。

- ・ **雇入れ・離職時の届出義務**
外国人を雇い入れた際や離職させた際は、氏名・在留資格・在留期間などをハローワークへ届け出ることが法令で義務付けられています。
- ・ **在留資格の確認**
雇用の前に、在留カードなどで資格内容を確認し、在留資格の範囲内での職務に就いているかをご確認ください。
- ・ **職場環境の整備**
言語・文化の違いを理解し、外国人が働きやすい環境（相談体制の整備やわかりやすい業務指示）を整えることが望まれます。

ハローワーク松本 外国人雇用サービスコーナーのご案内

ハローワーク松本では、外国人の方の就職支援および、外国人労働者を雇用する事業主の方への相談対応を行っています。

外国人雇用サービスコーナーでは、ポルトガル語が話せる相談員も常時在籍しています。詳細についてはハローワーク松本までお問い合わせください。

通訳対応スケジュール

🌐 言語	📅 曜日	🕒 時間
ポルトガル語	毎週 木曜日	9:00 ~ 12:00
ポルトガル語	毎週 金曜日	13:00 ~ 16:00
中国語	毎週 月曜日	13:00 ~ 17:00

【問い合わせ】 ハローワーク松本 外国人雇用サービスコーナー
TEL：0263-27-0111 部門コード：43#

令和7年度 全国安全週間 実施！

令和7年7月1日（火）～7日（月）

※準備期間：令和7年6月1日（日）～30日（月）

全国安全週間は、労働災害を防ぐための重要な取り組みであり、毎年7月に実施されます。労働災害を減少させるために、事業場での安全活動の推進と、働く人々の安全意識を高めることを目的としています。

今年で98回目となるこのキャンペーンでは、職場での巡視やスローガン掲示、安全教育などの活動が奨励されます。

今年のスローガン

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

安全週間期間中の取り組み例

- ・ 職場での安全巡視やパトロール
- ・ スローガンの掲示
- ・ 安全教育や講習会の実施

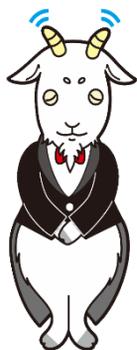
これらの取り組みを通じて、労働者一人ひとりが安全意識を高めることが期待されています。

令和7年度は、第14次労働災害防止計画の3年目にあたります。この計画では、労使が丸となって取り組むことが求められています。企業と労働者が協力して、毎日の安全対策を強化することが、未来の職場を守るカギとなります。

「安全」はみんなでつくるもの。

一人ひとりが意識をして、安全で安心な職場環境を作り上げましょう。

労働保険のお知らせ



労働保険電子申請

イメージキャラクター：

ペパレス執事

令和7年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

6月2日（月）～7月10日（木）

です。

電子申請・電子納付や口座振替のご利用、または最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

令和7年度の労働保険の年度更新は、6月2日（月）～7月10日（木）の期間です。

申告は電子申請・郵送・窓口で受け付けています。

電子申請は6月1日（日）から入力可能ですが、受付は6月2日（月）からです。

自宅や職場から申告できる電子申請の利用が便利です。

申告・納付がまだの方は、管轄の労働局へご相談ください。

【問い合わせ】長野労働局 総務部 労働保険徴収室

TEL：026-223-0552

人権共生課より
お知らせ

未来の職場づくり、始めませんか？ ～多様な人材の活用で広がる企業の可能性～

● 今、中小企業を襲う「人手不足」という現実

多くの企業から「人がいない！」という声が聞かれます。

少子高齢化が進む中、2035年には1日あたり384万人の労働力が不足すると予測されています（株パーソル総合研究所調べ）。

このままでは、長時間労働や離職の増加、事故リスクの上昇など、企業経営に深刻な影響が出かねません。

● 解決のカギは「多様な人材の活用」

女性、外国人、高齢者など、今まで活用されにくかった人材を採用し、働きやすい環境を整備することが、人手不足の解決に直結します。

たとえば：

- ・ 午前だけ・午後だけ勤務
- ・ テレワークの導入
- ・ 独自の休暇制度（子育て・介護対応など）

こうした柔軟な働き方を用意することで、より多くの人が活躍できる場が生まれます。

● 多様性が企業にもたらす変化

多様な人材が加わることで、社内の雰囲気が変わり、新しいアイデアや視点が生まれやすくなります。課題解決がスムーズになるだけでなく、新商品や新しい企画が誕生することもあります。

● 働きやすい会社は選ばれる

働く側の視点に立てば、条件が似ているなら、より福利厚生が整った会社・柔軟に働ける会社を選びたくなるものです。

企業にとっても、「選ばれる職場づくり」が今後の成長のカギとなります。

みらい 企業の明日を創るのは、あなたのアイデアと行動です。

経営者の皆さん、まずは一步を。

従業員の皆さんも、「こんな制度があったらいいな」という声を届けてください。

【参考資料】

株パーソル総合研究所「2035年の労働力不足は2023年の1.85倍—現状の労働力不足と未来の見通し」

<https://rc.persol-group.co.jp/thinktank/column/202410250001.html>

ジェンダー平等センター（パリア松本）のご紹介

性別に関係なく能力と個性を発揮する（ジェンダー平等）ための拠点施設が、Mウイング3階にあります。

各種セミナー、心と生き方の相談等の事業を行っています。

詳細は「ジェンダー平等センターホームページ」を検索してみてください。

電話：0263-39-1105 MAIL：kyousei@city.matsumoto.lg.jp



【お問い合わせ】 産業振興部 商工課 労働・雇用担当

TEL：0263-35-6294 MAIL：rousei-news@city.matsumoto.lg.jp

法人の奨学金返還負担費用を 県が100%[※]支給

※上限12万円までは10/10を補助

若者の未来を応援！奨学金返還支援制度導入で
「選ばれる」企業へ

従業員への奨学金返還支援の負担額を県が補助しています



年間12万円の返還を支援している法人の例



進学率の上昇や学費の値上げにより、現在では新社会人の半数以上が、進学時に借りた奨学金の返還義務を抱えており、その返還負担は深刻な社会課題となっています。こうした中、奨学金返還を支援する法人の取り組みが全国的に広がりを見せています。

長野県は、奨学金返還費用のうち年間12万円を上限に全額を補助する制度を実施しています。企業がこの制度を活用することで、若手人材の経済的不安を和らげるとともに、「奨学金返還を支援する会社」として魅力を高め、就活生や若年層から「選ばれる」企業づくりにつなげることができます。奨学金返還支援制度の導入と補助制度のご活用をご検討ください。



若者を支援する企業が急増しています。

■日本学生支援機構の返還利用企業の推移

詳細・申請書等はウェブサイトをご覧ください。 **シュウカツ/NAGANO**

<https://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship>



長野県の補助 他の支援(補助金・助成金等)制度との併用が可能です。

補助対象企業



補助対象企業



長野県に
本社等
資本金
10億円
未満

県内に本社等を置く資本金10億円未満の
中小企業、NPO、社会福祉法人、公益法人等



就業規則
社内規定等

奨学金返還支援制度を設けている



県「職場いきいきアドバンスカンパニー」に
1コース以上認証されている



国の認定制度「くるみん」「えるぼし」「ユース
エール」を取得の場合、実績報告の時点におい
て、「職場いきいきアドバンスカンパニー」を取
得することを前提に申込みが可能です。

- 同一の大企業又はその支配下にある企業が発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を保有していない
- 大企業の役員又は職員を兼ねる者が役員の総数の2分の1以上を占めていない
- 国又は地方公共団体が補助事業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を保有していない
- 国又は地方公共団体の職員を兼ねる者が役員の総数の2分の1以上を占めていない
- 雇用保険の適用事業主である
- 県税の未納がない
- 事業分野が、日本標準産業分類の大分類「公務」に属さない
- 事業分野が、性風俗関連営業・接待を伴う飲食店等営業若しくはこれらの一部を受託する営業を行っていない
- 事業分野が公序良俗に反さない
- 暴力団との関わりがない
- 申請日から過去3年間に労働関係法令その他の法令に係る重大な違反をしていない

補助内容

- 対象経費 従業員の奨学金返還を代理して、企業が学生支援機構に対し直接返還するか、企業が奨学金返還費用を対象従業員に給付した額
- 補助割合 10分の10以内 ●上限額 12万円(支援対象従業員1人あたり・年額)
- 上限人数 3人(1社あたり・各年度)

【次に該当する場合は5人(1社あたり・各年度)】

いずれか1つ取得

各認証を2つ以上取得



アドバンスプラス



ブラチナくるみん



ブラチナえるぼし

もしくは

例1



例2



- 補助期間 入社した年度を含め5会計年度(支援対象従業員1人あたり)

例：一人に対して12万円/年の代理返還を行った場合



例：毎年3名が対象となり、交付申請を行った場合の補助金額

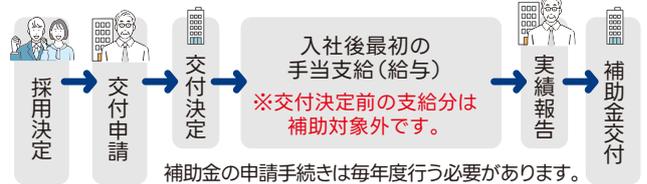
初年度	2年目	3年目	4年目	5年目
36万円	36万円	36万円	36万円	36万円
計36万円	36万円	36万円	36万円	36万円
	計72万円	36万円	36万円	36万円
		計108万円	36万円	36万円
			計144万円	36万円
				計180万円

対象従業員

- 対象企業が返還支援制度を創設後、採用された者(中途採用者を含む)
- 雇用期間の定めがないことまたは申請年度内に雇用期間の定めのない従業員への登用が確定していること

お手続きの流れ

採用決定後に
申請手続きを
お願いいたします。



補助金の申請手続きは毎年度行う必要があります。

市町村の補助

支援対象が企業か個人であるか
など条件等詳細は各市町村の奨
学金返還支援担当課へお問い合
わせください。

奨学金返還支援を実施している長野県内市町村 令和6年6月1日現在

長野市/松本市/上田市/岡谷市/飯田市/諏訪市/須坂市/小諸市/伊那市/駒ヶ根市/大町市/飯山市
塩尻市/佐久市/千曲市/小海町/南相木村/北相木村/佐久穂町/立科町/下諏訪町/富士見町/辰野町
箕輪町/飯島町/南箕輪村/中川村/宮田村/松川町/阿南町/阿智村/下條村/売木村/天龍村/泰阜村
喬木村/豊丘村/大鹿村/上松町/南木曾町/王滝村/大桑村/木曾町/生坂村/白馬村/小谷村/山ノ内町
木島平村/信濃町/飯綱町

他の支援(補助金・助成金等)制度の手続きの流れ



※詳細は各市町村へご確認ください。

他の都道府県、市町村の情報は
内閣府のウェブサイトをご覧ください。

奨学金 地方定着 デジタル田園 検索

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shougakukin/index.html>

地方創生

制度導入検討などお気軽に
ご相談ください。

お問い合わせ先

0120-640-234 syokuba@ecure.co.jp

平日9時-17時

次の項目を記載しお送りください。
法人名/名前/連絡先/支援・相談の内容

奨学金返還制度の導入のほか、職場い
きいきアドバンスカンパニー認証の申請
の支援、制度等のアドバイスや事例のご
説明など専門のアドバイザーをご利用い
ただけます。費用は必要ありません。

令和7年度 選ばれる職場づくり推進事業受託事業者



長野県公式LINE

県民の皆様の生
活に役立つ県から
のさまざまなお知
らせを受け取るこ
とができます!



本格的な夏を迎える前に、命を守る備えを！**STOP！熱中症 クールワークキャンペーン 実施中**

～令和7年6月1日施行 労働安全衛生規則の改正～

◆ 熱中症の重症化を防ぐために、ルールが変わります

近年、猛暑の影響で職場における熱中症による事故や死亡事例が深刻化しています。

とくに高温・高湿度の環境での作業では、誰もが突然倒れる危険があり、早期の対応が命を守ります。

こうした背景を受け、労働安全衛生規則が改正され、令和7年（2025年）6月1日から施行されます。改正では、事業者には新たな「報告体制」と「緊急対応の手順整備」が義務付けられました。

★ 改正内容のポイント(令和7年6月1日施行)**✓ 1. 【報告体制の整備と周知】**

熱中症のおそれがある作業では、以下の報告体制を事前に整備し、関係作業者に周知する必要があります。

- ① 熱中症の症状を自覚した作業者
- ② 熱中症の疑いがある作業者を見かけた者

➔ これらの報告を受ける連絡先・担当者の明確化と、作業者への共有が義務となります。

✓ 2. 【緊急対応手順の策定と周知】

症状が現れた際の「命を守るための行動フロー」を明確に定め、全作業者に共有しておく必要があります。

- ・ 作業からの即時離脱
- ・ 身体の冷却（水・氷・空調等を活用）
- ・ 必要に応じて医師の診察や救急処置
- ・ 緊急連絡網、搬送先の医療機関の情報（連絡先・所在地）

➔ これらを手順書やポスター形式で見える化し、従業員にわかりやすく周知しましょう。

🔍 対象となる「熱中症リスクの高い作業」とは？

以下の条件に当てはまる作業は、特に注意が必要です：

- ・ WBGT（湿球黒球温度）28℃以上 または 気温31℃以上
- ・ その環境下で「1時間以上連続」または「1日で4時間超」作業を行う場合

屋外工事、倉庫内作業、厨房、運送、農作業など、対象範囲は広く、すべての業種で備えが求められます。

✓ 今からできる！チェックリスト

- ✓ 暑さ指数（WBGT）を測定・記録していますか？
- ✓ 熱中症の症状を共有する報告体制は整っていますか？
- ✓ 緊急時の対応フローは明文化・掲示されていますか？
- ✓ 冷却手段や給水環境が十分に用意されていますか？

📌 まとめ：命を守る仕組みを職場に

熱中症は、“**防げる職場災害**”です。

法改正をきっかけに、全社的に「命を守るルールと体制」の見直しを進めましょう。

【参考資料】

・厚生労働省 長野労働局 「熱中症予防対策」

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/hourei_seido/nettyuusyou_yobou.html

・厚生労働省 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（職場における熱中症予防対策）」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>